決 定 書

- 申 立 人 千葉県千葉市 X 1 組合 代表者 執行委員長 A 1
- 申 立 人 千葉県千葉市

X 2

- 申 立 人 千葉県いすみ市 X3
- 申 立 人 千葉県山武市 X 4
- 申 立 人 千葉県習志野市 X 5
- 申 立 人 千葉県茂原市 X 6
- 申 立 人 千葉県夷隅郡御宿町 X 7
- 申 立 人 千葉県千葉市 X8
- 申立人 千葉県香取市 X9
- 申 立 人 千葉県銚子市 X 1 0

申 立 人 秋田県秋田市 X 1 1

被申立人 東京都渋谷区 Y会社 代表者 代表取締役 B1

上記当事者間の千労委平成30年(不)第1号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成31年4月25日に開催された第1657回公益委員会議において、会長公益委員舩越豊、公益委員村上典子、同石井慎一及び同沼田雅之が出席して合議の上、次のとおり決定する。

主

本件申立てを却下する。

理 由

- 第1 事案の概要及び請求する救済の内容の要旨
 - 1 事案の概要
 - (1) 本件申立ての概要

本件申立ては、C1(以下「C1」という。)の分割民営化時に、被申立人Y会社(以下「会社」という。)が、申立外A2組合(以下「A2組合」という。)らの組合員を不採用としたことが労働組合法(昭和24年法律第 174号。以下「労組法」という。)第7条第1号に、また、組合員を採用したものとして取り扱うことを求める団体交渉に応じなかったことが同条第2号にそれぞれ該当するとして申し立てられたものである。

(2) 本件申立てに至る経緯

昭和62年4月1日、C1の分割民営化により、旅客鉄道事業及び貨物鉄道事業の承継会社である会社外6社が民間の事業体として発足した。その他のC1の地位はC2事業団(後の独立行政法人C3)が承継した。分割民営化の過程で、会社及び申立外C4会社の職員の採用に当たって、A2組合に所属する組合員を採用しなかったことについては、昭和63年3月31日、A2組合が不当労働行為(組合員への不利益取扱い等)であるとして救済申立て(昭和

63年(不)第7号及び第8号併合事件)を行った。これに対し、 当委員会は、平成2年2月27日付けで、組合員12名を採用した ものとして取り扱うこと等を命じ、再審査において中央労働委員会 も、2名については採用したものとして取り扱うよう命じたものの、 東京地方裁判所の判決(東京地裁平成8年(行ウ)第102号事件、 同年(行ウ)第164号事件)で救済命令が全て取り消され、平成 16年10月8日の最高裁判所の決定(最高裁平成16年(行ツ) 第145号事件、同年(行ヒ)第158号事件)により、判決が確 定した。

平成27年9月以降、申立人X1組合(以下「組合」という。)は、同年6月30日の最高裁判所の決定(平成26年(オ)第369号・同年(受)第464号事件、平成26年(オ)第370号・同年(受)第465号事件)で、C1が不当労働行為意思により会社の採用候補者名簿の不記載基準を策定したことを認めた平成25年9月25日の東京高等裁判所判決(平成24年(ネ)第4926号事件)が確定したこと等を理由に、A2組合組合員らの採用を求めて、数回に渡り団体交渉を申し入れたが、会社は、使用者の立場にないとして応じなかった。

(3) 当事者

- ア 組合は、A 2 組合等の労働組合の連合団体で、昭和61年11 月30日に設立され、本件申立時の組合員数は約300人である。 A 2 組合は、会社及び申立外 C 4 会社の従業員等のうち、主に千 葉県区域の動力車乗務員によって組織された労働組合である。
- イ 申立人X2、同X3、同X4、同X5、同X6、同X7、同X8、同X9及び同X10は、A2組合の組合員である。
- ウ 申立人 X 1 1 (以下上記イの A 2 組合の 9 名の組合員と合わせて「組合員ら」という。)は、不採用当時は申立外の他の労働組合に所属していた。しかし、現在は、組合に加盟する申立外 A 3 組合の組合員である。
- エ 会社は、昭和62年4月1日に、日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号)等に基づき、C1事業の承継法人の一つとして設立され、東日本地域で旅客鉄道事業等を営む株式会社であり、肩書地に本社を置いている。
- 2 請求する救済の内容の要旨
- (1) 会社は、組合が2018年3月28日付けで申し入れた団体交渉

に誠実に応じなければならない。

- (2) 会社は、組合員らを、1987年4月1日付けで採用したものと して取り扱わなければならない。
- (3) 謝罪文の掲示

第2 当委員会の判断

1 C1分割民営化時の不採用について

本件申立てがなされた平成30年5月28日の時点で、組合員らが昭和62年4月1日の会社の発足時に不採用(以下「本件不採用」という。)とされてから、既に30年以上が経過している。この点について、労組法第27条第2項は、「労働委員会は、前項の申立てが、行為の日(継続する行為にあつてはその終了した日)から一年を経過した事件に係るものであるときは、これを受けることができない。」と規定していることから、本件不採用に係る申立てが、同項に規定する申立てに該当するかどうかについて、以下検討する。

(1) 本件申立てまでに30年以上要したことについて

組合及び組合員ら(以下両者を合わせて「組合ら」という。)は、会社、C1、C1を承継した申立外C5公団及び独立行政法人C3を相手として本件不採用の不当労働行為性を訴えた不当労働行為救済申立事件及び民事訴訟において、会社らが、虚偽の主張を繰り返し、不当労働行為の隠蔽を図ってきたことにより、不当労働行為に係る資料の入手及びC1が不当労働行為を行ったことを認定した判決の確定が遅くなった旨主張する。

しかし、労組法第27条第2項に「不当労働行為があったことを 知った日から」との文言はない。また、同項の1年という期間につ いては、ある事実の知、不知という、一方当事者の主観に関わる事 実を起算点とすることも妥当ではない。そのため、組合らの主張は 認められない。

(2)継続する行為に該当するかについて

組合らは、同一(単一)の不当労働行為意思に基づき是正義務(採用したものとして取り扱うべき義務)の不履行を継続してきた以上、この一連の継続的な不利益取扱い(是正義務の不履行)が終了した日から1年を経過するまでは申立ての期間制限は適用されるものではない旨主張する。

しかし、労組法第27条第2項の「継続する行為」とは、行為自

体が現に継続して実行されてきた場合をいい、行為の結果が継続している場合を指すのではない。これを本件申立てについてみると、本件不採用は1回限りの行為とみるほかはなく、組合らの主張は採用することができない。

(3) 小括

以上のとおり、本件不採用に係る申立ては、行為の日から1年を 経過した後の申立てであるから、労組法第27条第2項の規定によ り、却下せざるを得ない。

2 団交拒否について

組合は、不当労働行為に「Y会社を含む承継人の設立委員会委員長のみならず設立委員全員が関与した事実が明確になった」として、組合員らを不採用とした不当労働行為は、「C 1 職員局次長 C 6、 C 1 総裁室長 C 7のみならず C 8 設立委員会委員長、設立委員全員が関与した不当労働行為であり、その法的責任は国鉄改革法 2 3 条 5 項によって承継人 Y 会社に直接及ぶものであり、 Y 会社はまさに当事者」であると主張する。この点については、当委員会に係属した昭和 6 3 年(不)第7号及び第8号併合事件において、再審査、取消訴訟を経て、設立委員ひいては会社が労組法第7条の使用者には該当しないとする判断が確定したところであるが、念のため、以下に検討する。

労組法第7条にいう「使用者」とは、一般には労働契約上の雇用主 をいうものであるが、雇用主以外の者であっても、当該労働者との間 に近い将来において労働契約が成立する現実的かつ具体的な可能性 が存する場合には、その限りにおいて同条の「使用者」と解する余地 もある。しかし、本件においては、不採用から約30年が経過し、さ らに、上記1で判断したとおり、本件不採用について救済命令は発出 されないため、近い将来において、会社と組合員らとの間に労働契約 が成立する可能性が現実的かつ具体的に存するとはいえない。

なお、組合が新たに見つかったと主張する証拠を含め、今回提出された全ての証拠をみても、設立委員自身が不当労働行為を行ったことを合理的に疑わせるようなものはない。したがって、設立委員自身の不当労働行為への関与が明らかになったとの主張は、組合独自の解釈に基づくものというより他にない。

以上のとおり、会社が労組法第7条の使用者には該当しないことは 明らかであるから、本件団交拒否に係る申立ては、却下せざるを得な V10

第3 法律上の根拠

以上の判断に基づき、当委員会は、労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号)第33条第1項第3号及び第5号を適用して、主文のとおり決定する。

令和元年5月14日

千葉県労働委員会 会長 舩 越 豊